

## パブリック・コメント手続きを実施しなかった理由について

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続きの対象となる条例であります。

しかしながら、今回の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）について所要の改正を行うものであります。

したがって、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号に規定する「法令の制定又は改廃に伴うもの」に該当することから、パブリック・コメント手続きを実施しないものです。